

令和5年3月27日

お客さま各位

諏訪信用金庫

カードローン「しんきんきゃつする」の契約規定等改定のお知らせ

平素より諏訪信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和5年4月1日より、信金ギャランティ株式会社保証付カードローン「しんきんきゃつする」の契約規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定等は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定を行う規約規定等

(1)カードローン契約規定【新旧対照表】

(2)保証委託約款【新旧対照表】

2. 主な改定事項

(1)カードローン契約規定

- ・新規貸越の停止事項に「借主が死亡したとき」を追加
- ・期限前の全額返済義務の事由から「借主に相続の開始があったとき」を削除

(2)保証委託約款

- ・求償権の事前行使の事由から「相続の開始があったとき」を削除

3. 改定日

- ・令和5年4月1日より

以上